

4 期 第 6 回 さいたま市消費生活審議会

期 日	平成 26 年 1 月 29 日（水）		
場 所	さいたま市役所		
会 議 時 間	開会	午前 9 時 5 8 分	～ 閉会 午前 1 0 時 3 2 分
出 席 委 員	会長 松苗 弘幸 委員 重川 純子 久慈美知子 池上 憲二	江森 信行 岩崎万智子	佐藤 利昭 佐藤千鶴子
欠 席 委 員	若狭 美道 渋谷喜代司 笠原 朝子	福村 武雄 田島 俊秀	岩重 佳治 森 茂典
日 程	1 開会 2 議題 (1) さいたま市消費生活基本計画の策定及びさいたま市消費生活条例の改正の答申について (2) その他 3 閉会		
配 付 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ さいたま市消費生活審議会委員名簿 ・ 4 期 第 6 回 さいたま市消費生活審議会座席表 ・ さいたま市消費生活基本計画及びさいたま市消費生活条例について（答申） ・ さいたま市第 2 期消費生活基本計画（案）答申書 ・ さいたま市第 2 期消費生活基本計画（案）・答申書〔概要版〕 ・ さいたま市消費生活条例改正（案） ・ 条例改正 審議会資料 		
傍 聴 人	なし		
会 議 録	別添のとおり		
出 席 職 員	市民・スポーツ文化局長 市民生活部長 （幹事） 消費生活総合センター所長 （書記） 岩槻消費生活センター所長 消費生活総合センター所長補佐 消費生活総合センター消費生活係長 消費生活総合センター消費生活係主任 消費生活総合センター消費生活係主任	和田 浩二 三ツ木 宏 中島 知行 浜野喜一郎 柳 潤子 川島 朋之 功刀 郷子 吉田雄一郎	

4期第6回さいたま市消費生活審議会 会議録

平成26年1月29日(水)

開 議 (午前9時58分)

○吉田消費生活係主任 お時間少々前ですがけれども、皆様お揃いですので、本日の審議会をはじめさせていただきます。本日はお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。ただいまから4期第6回さいたま市消費生活審議会を開催いたします。

本日は、「福村委員さん、若狭委員さん、岩重委員さん、渋谷委員さん、田島委員さん、森委員さん、笠原委員さん」より、所用がございまして、欠席とのご連絡をいただいております。従いまして、委員15名中、8人の出席をいただいておりますので、過半数を超えております。よって、条例施行規則35条の規定により会議が成立となります。

なお、本審議会は「さいたま市情報公開条例」第23条の規定により、原則公開となっており、会議の開催結果および議事録を作成し、各区役所情報公開コーナーにて市民の閲覧に供するとともに、ホームページ上で公開することとなりますので、予めご了解ください。

それではまず、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず「次第」、その裏面に「委員名簿」、それから「座席表」、続いて1枚紙の「さいたま市消費生活基本計画及びさいたま市消費生活条例について(答申)」、冊子が3種類で「さいたま市第2期消費生活基本計画(案)答申書」と「さいたま市第2期消費生活基本計画(案)・答申書〔概要版〕」、条例改正の資料で「さいたま市消費生活条例改正(案)」、この資料として「さいたま市消費生活条例の一部を改正する条例(案)」でございます。すべてお手元にありますか。よろしいでしょうか。

続きまして、職員の紹介をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

市民・スポーツ文化局長 和田でございます。

○市民・スポーツ文化局長 どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田消費生活係主任 市民生活部長 三ツ木でございます。

○市民生活部長 よろしく願いいたします。

○吉田消費生活係主任 消費生活総合センター所長 中島でございます。

○消費生活総合センター所長 よろしく願いいたします。

○吉田消費生活係主任 消費生活総合センター副参事 岩槻消費生活センター所長事務取扱い 浜野でございます。

○岩槻消費生活センター所長 よろしく申し上げます。

○吉田消費生活係主任 消費生活総合センター所長補佐 相談支援係長事務取扱い 柳でございます。

○消費生活総合センター所長補佐 よろしく申し上げます。

○吉田消費生活係主任 消費生活総合センター 消費生活係長 川島でございます。

○消費生活係長 よろしく申し上げます。

○吉田消費生活係主任 同じく消費生活係主任 切刀でございます。

○切刀消費生活係主任 よろしく申し上げます。

○吉田消費生活係主任 私、消費生活総合センター 消費生活係主任の吉田でございます。なお本日、消費生活総合センター副参事 浦和消費生活センター所長事務取扱いの大久保が所用で欠席させていただいています。以上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、市民・スポーツ文化局長から、ご挨拶を申し上げます。

○市民・スポーツ文化局長 局長の和田でございます。本日は、ご多忙の中、さいたま市消費生活審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

消費者行政を取り巻く状況は、社会情勢の変化を反映して目まぐるしく変化しており、本年度だけでも健康食品の送りつけ商法や美白化粧品の白斑問題、外食メニューの偽装表示、冷凍食品の毒物混入など、次から次へと新たな消費者問題が生じております。こうした変化に対応して消費者被害を防止していくために、消費者行政の果たすべき役割は日増しに重要性を帯びてきていると考えております。

このような状況の中、本年度の消費生活審議会においては、平成25年度で計画期間が満了となる消費生活基本計画について現状を反映した次期基本計画の策定と、買取型商取引への適用範囲拡大と審議会のあっせん・調停機能強化を盛り込んだ消費生活条例の改正について、本日を含め5回に渡って審議会を開催し、委員の皆様にご審議いただいているところでございます。

その結果、消費生活基本計画の策定及び消費生活条例の改正について、本日の審議会のご審議の結果によりまして、市長に対する答申書案として提示させていただくまでに至っています。これは、委員の皆様方に多くのお時間とご尽力をいただいた賜物でありまして、感謝の念が絶えません。

今後におきましても、市民の消費生活の安定と向上を図るため、条例に基づいて基本計画に掲げた施策を積極的に推進し、消費者行政の強化に努めていく所存でございますので、引き続き委

員の皆様からのご指導を賜りたくお願い申し上げます。

それでは、本日はよろしく願いいたします。

○吉田消費生活係主任 ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。審議会の会議につきましては、条例施行規則35条の規定により、会長が議長となって進めていただくことになっております。それでは、会長、よろしく願いいたします。

○松苗弘幸会長 皆さんおはようございます。ご挨拶にもありました通り、これまで本日を含めて5回の審議の中で基本計画及び条例改正について審議をまいりました。今日がある意味答申前最後の内容を確認していくというものになるかと思っています。最後の詰めでもありますのでどうぞよろしく願いいたします。それでは議事を進めてまいりますが、まず事務局の方ですが、傍聴者はいらっしゃいますか。

○吉田消費生活係主任 傍聴者はありません。

○松苗弘幸会長 はい、わかりました、ありがとうございます。それでは最初に、議事録の作成に係わる委員の指名を行いたいと思います。これは、事務局で議事録を作成しましたら、内容等を確認していただき、署名をしていただいて、承認をしていただくものです。議事録の作成要領としては、概要を記すこととなっていますので、調査審議内容の方向性など大要を把握していただければよいかと思っています。今回は、私のほか、「佐藤 千鶴子委員」と「池上 憲二委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○両委員 承諾

○松苗弘幸会長 他の委員の方々もよろしいでしょうか。

○他の委員 賛同

○松苗弘幸会長 それでは、両委員には、審議会を代表して、事務局で議事録を作成しましたら、内容等をご確認確認いただいて、承認の署名をよろしく願いします。

それでは議題に入りますが、次第にあります通り、まず「さいたま市消費生活基本計画の策定及びさいたま市消費生活条例の改正の答申について」、事務局の方でご説明お願いしたいと思います。よろしく願いします。

○吉田消費生活係主任 それでは、それでは「さいたま市消費生活基本計画の策定及びさいたま市消費生活条例の改正の答申」のうち、まずはじめに、消費生活基本計画の策定に係る答申について、説明いたします。

まず、資料についてですが、A4判1枚の鑑文になります「さいたま市消費生活基本計画及びさいたま市消費生活条例について（答申）」と計画書の概要版になります「さいたま市第2期消費生活基本計画（案）・答申書〔概要版〕」それから本体の「さいたま市第2期消費生活基本計画（案）答申書」こちらになります。お手元にごございますか。

前回の審議会の後、事務局にて答申書案をまとめさせていただき、これについて皆様にご確認いただいた上で、ご意見をいただきました。今回お配りした資料はこちらを反映した最終の答申書案となっております。

それではまず鑑文について、一通り読ませていただきます。

○市民・スポーツ文化局長 会長、座ってやらせていただいているいいですか。

○松苗弘幸会長 結構です。

○吉田消費生活係主任 ではすみません、座らせていただきます。

「さいたま市消費生活基本計画及びさいたま市消費生活条例について（答申）」

平成25年5月30日付け市市消第435号をもって「さいたま市消費生活基本計画の策定及びさいたま市消費生活条例の改正について」諮問を受け、当審議会ではこれまで審議を重ねてまいりました。

「さいたま市消費生活基本計画」につきましては、消費者を取り巻く状況は大きくかつ急速に変化しており、さいたま市として、これに対応した次期消費生活基本計画のあるべき姿はどのようなものがふさわしいか、5回の審議会の中で慎重かつ活発な議論を行い、基本計画素案の見直し・修正を繰り返し行ってまいりました。また、平成25年11月にはパブリック・コメントを実施し、9名の方から40件のご意見をいただき、この結果も踏まえて最終的にまとめたもので、本計画に基づき、市民の消費生活の安定及び向上が確保されるよう、次期さいたま市消費生活基本計画（案）について、答申いたします。

また、「さいたま市消費生活条例の改正」につきましては、高齢者を狙った悪質商法、特に貴金属等の買取業者による強引な訪問購入に関する被害を未然に防止するため、国においては「特定商取引に関する法律」の一部を改正しており、また、埼玉県においても「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」の一部を改正しております。

それらの状況に鑑み、市内消費者を取り巻く環境の著しい変化に対応すべく「さいたま市消費生活条例」の改正は必要であることから、当審議会としては、「買取り型消費者取引への規制の拡大」、「消費生活審議会のあっせん・調停機能の強化」という事務局案を良とし、今後においても、条例を遵守し、消費者被害を増やさぬよう、さいたま市消費生活条例改正（案）について、答申いたします。

こちらの内容となっております。なおこちら諮問を受けた際は「さいたま市消費生活基本計画の策定及びさいたま市消費生活条例の改正について」ということで諮問を受けたものですが、答申では先程読ませていただいたように「さいたま市消費生活基本計画及びさいたま市消費生活条例について（答申）」というように表記をさせていただいております。

続いて計画書の本編ですが、こちらにつきましては、修正をさせていただいた部分について説明させていただきます。まず24ページになりますが、前回の審議会で新たに加えさせていただいた消費生活センターの認知度という総合指標の図のところ、現状の数字に平成24年度の調査結果を示していますが、これを計画期間の始期と誤解しやすいため、(計画期間：平成26年度～平成32年度)という表現を追記しました。続きまして27ページ最終行で示した掲載ページが誤っていたので「55～57ページ」と修正しています。続きまして57ページ、こちらでは協議会の表記が「推進」と「地域」の順序が逆になっていたため、「消費者教育推進地域協議会の設置」と修正しています。これは、後に述べる概要版でも同様の修正をしています。続いて60ページの目次で本文の相違していた表記を修正し、「本計画策定の経過」としています。本編の修正箇所は以上です。

概要版についても本編同様修正部分の説明とさせていただきます。まず1ページの「2 計画の全体像」の図の最後に表記されるべき「★…重点課題」の表記が、誤って2ページの先頭についてしまっていたので、これを修正しています。また同じ1ページの総合指標については、本編と同様に計画期間を追記しています。続いて4ページにつきましても本編での説明の通り、協議会の表記を修正し、「消費者教育推進地域協議会の設置」としています。

以上を修正したものが今回お配りした答申書案となっておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。こちらの内容でよろしければこれを答申書として、会長より市長に提出していただきたいと考えております。

なお、市長への答申の日程ですが、本日当審議会終了後の市長の予定が調整できなかったため、日を改めまして2月5日(水)に、松苗会長より清水市長に答申書をお渡しいただく予定です。今回の答申は、昨年5月に市長から諮問のあった基本計画の策定と条例改正についての答申となっております。条例改正については別途川島の方から説明させていただきます。

○松苗弘幸会長 お願いいたします。

○消費生活係長 続きまして、消費生活条例の改正案について、ご説明させていただきたいと思っております。座って説明させていただきます。

さいたま市消費生活条例の改正案について。消費者トラブルの内容が複雑化、多様化する中、強引な訪問購入、いわゆる「押し買い」による消費者トラブルに対応するため、国において、特定商取引に関する法律が改正され、平成25年2月21日に施行となりました。また、県においても「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」が特定商取引法の一部改正を踏まえ、消費者から商品を購入する取引を行う事業者に対し、不当な取引行為の規制を行うことを主眼とした改正が行われ、同年7月1日に施行されました。

このような状況を踏まえ、さいたま市においても、市長から諮問を受け、高齢者等社会的弱者の保護及び新たな手口等による消費者被害の予防及び拡大防止の観点からも「さいたま市消費生活条例」を改正することが必要とのことで事務局から改正案を提示し、審議会において進捗状況等とともに説明させていただきました。

あらためて、改正内容を説明させていただきます。お手元にあります資料A4版の「さいたま

市消費生活条例改正（案）」をご覧ください。

1点目、買取り型消費者取引への適用対象の拡大、これは「押し買い」等を含む全ての買取り型取引を新たに規制の対象とするものです。要旨として、現行の条例では、消費者が商品等を「購入する」場合の行為のみを対象としています。今回の改正として、「消費者」を、単に商品等を「購入」し利用する者としてではなく、商品等の「売却」もする「取引」の主体として規定することにより、押し買いを含む買取り型取引を規制の対象とすることができます。ポイントとしては、買取り型取引では、貴金属、衣類、中古車、書籍など、全ての物品・権利等が対象となります。

また、押し買いだけでなく、店舗や電話での取引も対象となります。これにより、買取り事業者が不当な取引行為を行った場合は、条例に基づき指導等を行うことができると考えております。

次に、2点目、消費生活審議会のあっせん・調停機能の強化、これは審議会のあっせん・調停に関する公表規定等を整備し機能を強化するものです。要旨として、さいたま市では、消費者からの相談や苦情のうち、解決を図ることが困難な案件などは、この「消費生活審議会」のあっせん・調停に付すことができますが、新たに条文を追加し、審議会によるあっせん・調停の機能を強化したいと考えております。ポイントとして、事業者等に出席を求め、その意見を聞くことに加え、新たに、説明及び資料提出を求めることを可能とします。また、あっせん・調停が解決又はその見込みがない場合で消費生活の安定及び向上を確保するために必要があるときは、その経過及び結果を市民に公表します。

それらを、条文にしたものが、お手元にありますA4版両面刷りの2枚組「条例改正審議会資料」に新旧対照表として条文案を記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上で、消費生活条例の改正についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○松苗弘幸会長 ありがとうございます。これまで皆様方から様々な意見をいただき、内容面に限らず、構成であったり消費者からの見やすさであったりなどについて、修正を加えるなどして現在の計画案となっております。条例については特定商取引法の改正及び県条例の改正に沿う形での改正ということで確認をしておりました。今、事務局の方で投信の文書について確認していただきましたが、文書に基本計画の案と条例の案を添付して答申結果にしてという形になっていきますが、何かご意見ないし参考質問等あればお願いいたします。

よろしいですか。今総合指標にも、従前から比べて認知度70%にという形で修正もしていただいていますし、あとはこれを方針として出し、正式な基本計画となれば、その実施をまた確認していくことになると思いますが、皆様方がこれでよろしければ、これまで十分議論を積み重ねてきたと思いますので、これを持って答申の内容にしていきたいと思っております。

○江森信行委員 ちょっとすみません。まさしく今会長さんが「積み重ねて」とおっしゃいましたが、この文章で「繰り返し行ってまいりました」というのがありますが、何となく「重ねてまいった」という方がよいのではないのでしょうか。ちょっとこの言葉だけが気になったものですから、何か違う言葉があればと思ひまして。

○**松苗弘幸会長** ありがとうございます。言葉のニュアンスと言いましょか、意外に重要なことかと思しますので、そこは私も敢えて異論はございませんので、「繰り返し」というのを、「修正を重ねる」などという形で、積み上げてきたという表現にさせていただければと思います。

○**市民生活部長** 今の関係でございますけれども、江森委員さんのおっしゃる通り、今のお言葉にもありましたけれども、「見直し・修正を積み重ねてまいりました」くらいの方がいいと思いますので、そうさせていただきます。

○**松苗弘幸会長** 皆様方もそれでよろしいでしょうか。それでは、これまでの議論を踏まえてのことですので、この件につきましてはこの内容で審議会としても了承と思います。

○**市民・スポーツ文化局長** 会長、すみません。

○**松苗弘幸会長** はい、どうぞ。

○**吉田消費生活係主任** 1点補足で説明させていただきたいと思います。基本計画の本編で「本計画の策定の経過」という61ページのところなのですが、こちらの方現在未定稿という形で表記させていただいておりますが、こちらまだ確定していない部分を含んでいるためこういった形の表現となっておりますけれども、最終的には未定稿を取って掲載するものとなりますので、よろしくお願いいたします。

○**松苗弘幸会長** それで言うところら、タイトルにも答申書となっていて（案）となっておりますので、実際の時には、案ではなくて、答申書でもなくなるので、それはそうですね。はい、わかりました。ありがとうございます。そうしましたら、今回示された答申案につきまして、先程の答申の文章の中での「繰り返し」の部分で「積み重ねてまいりました」とする修正を加えさせていただきますが、それでもって2月5日に市長からの諮問に対する答申書として提出させていただきますが、皆様よろしいでしょうか。

○**各委員** 賛同

○**松苗弘幸会長** そうしますと、本日の議題の（1）につきましては、これにて終了とさせていただき、（2）のその他となりますが、何かご意見・ご質問などございますか。

○**江森信行委員** ちょっと確認をさせていただきたいのですが、条例であっせん等において審議会を強化するとありましたが、審議会とはまさしくこの審議会、消費生活審議会ですよ。

○**松苗弘幸会長** 審議会のあっせん調停機能の強化に関して部会がありますよね。その説明を事務局の方でお願いできますかね。

○江森信行委員 ちょっとそれをご説明いただければ。

○消費生活総合センター所長 ここに書かれております通り、実際には現在まで行ったことは無いのですが、近時ADR機能の強化、要するに裁判外である程度処理ができれば、その中で通常の相談処理では行えないものについて、条例上このような部会でのADR機能を持って処理する機能が条例上ありましたが、その中で条例で欠けている資料の提出要求などができなかったものですから、これを改正して、事前に資料を審査する、その中であっせん機能の充実・強化を図るという今回の条例の改正案を提出させていただきました。消費生活審議会の中に部会が設けられておりまして、そこで行うこととなります。

○江森信行委員 条例上では、審議会という言葉が生きていますよね。条例ですから、規則または要綱によって審議会というものを、現時点のメンバーが継続するかどうかは別にして、いつでも機能できるように用意しておくというのはどうでしょうか。その場合は、この審議会ではなくて、違う審議会を結成しておくのか。そういうところを確認させていただきたい。

○松苗弘幸会長 恐らく今期審議会が一番初めに消費者被害救済部会というのを設けていて、メンバーは決めております。何か問題があった時には、審議会からその部会に振るという建付けになっております。

○江森信行委員 そういう形ですよね。そういたしました場合の審議会というのはどこにあるのですか。

○松苗弘幸会長 この審議会です。この審議会の中で部会を決めています。

○江森信行委員 ということですね。ちょっとすみません。それを確認させていただきたかったもので。

○消費生活係長 会長さんのおっしゃる通りで、その部分においては、今回の委員の皆様の中から5名選ばせていただきまして、この消費生活審議会の下部組織という位置付けにおいてあっせん・調停の機能を働かせていただくもので、審議会に対して報告等も必要になりますので、こうした機能について、今回の改正でその部分、プラス公表等で事業者の指導強化につながればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○松苗弘幸会長 正に、本当は機能させていかなければならないところだと思いますけれども。よろしいでしょうか。そうしましたら、その他に関しましても、今のご質問のほか無いようでしたら、議事については終了させていただきたいと思っております。ありがとうございます。事務局に戻したいと思います。よろしくお願いいたします。

○吉田消費生活係主任 貴重なご意見・ご質問ありがとうございました。議事録への署名の件でございますが、事務局で作成しましたら、ファックスか郵送でお送りし、内容を確認・訂正していただき、事務局までお送りいただいてから、それに基づき清書したものに署名をお願いしたいと存じますので、よろしく申し上げます。さて、今後のスケジュールですが、今回ご確認いただいた答申書について、2月5日に会長より市長に答申していただきます。その後、基本計画につきましては2月のさいたま市議会にて報告を行い4月より実施、条例につきましては2月のさいたま市議会に上程し、審議いただいた結果可決された場合は3月中に公布、7月より施行の予定です。これも皆様にご協力いただいた賜物と考えております。誠にありがとうございました。

では、これもちまして、4期第6回さいたま市消費生活審議会を閉会します。ありがとうございました。

散会（午前10時32分）